

# 令和4年10月1日から医療費の窓口負担割合が 2割になる方へのお知らせ

窓口負担割合が2割となる方には**負担を抑える配慮措置**があります。  
**払い戻し先口座の事前登録**をお願いします。

- ◆ 令和4年(2022年)10月1日から、75歳以上の方等<sup>※1</sup>で一定以上の所得がある方<sup>※2</sup>は、医療費の窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合が2割となる方には**負担を抑える配慮措置**(下記参照)があります。
- ◆ 今回郵送する申請書は、窓口負担割合が2割負担となる方で、**配慮措置による払い戻し先口座が登録されていない方**に、**払い戻し先の口座の事前登録をお願いします**のものです。<sup>※3</sup>
- ◆ 口座を登録いただくことで、払い戻しが生じた場合、その口座に後日自動的に払い戻されます。

## 窓口負担割合が2割となる方の負担を抑える配慮措置

- 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う**負担増加額を3,000円までに抑えます**(入院の医療費は対象外です)。
- 同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなり、そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を**後日高額療養費として払い戻します**。
- 払い戻しとなる方は、今回登録していただく払い戻し先の口座へ後日自動的に払い戻します。

### 【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例:1か月の外来医療費全体額が**50,000円**の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
<b>払い戻し等 ③-④</b>	<b>2,000円</b>

#### 配慮措置

1か月 5,000円の負担増を  
3,000円までに抑えます。

※1 65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。  
※2 現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。  
※3 今回登録されない場合には、払い戻しが生じた際に、申請のための書類を改めてお届けします。



佐藤 茂 様

上地 克明



01105483#

【お問い合わせ先】

神奈川県後期高齢者医療広域連合  
高額療養費支給申請受付事務センター  
☎0570-055600

受付 月曜日～金曜日(土日・祝日、年末年始除く)8:30～17:15

※当事務センターは神奈川県後期高齢者医療広域連合から受託し、キャノンマーケティングジャパン株式会社が管理運営しています。

## 高額療養費の事前申請(振込口座申請)のお願い

医療費の窓口負担の見直しに伴い、2割負担の対象の方については、ご負担が急増しないよう、令和4年10月1日(土)から令和7年9月30日(火)までは、1割負担の場合と比べたときの外来医療の負担の増加額が月3,000円を超えるお支払いがある場合、その超えた金額を高額療養費として給付します。

本通知に添付の申請書を事前にご提出いただくことで、高額療養費の給付が円滑に行われるようになりますので、振込口座情報を記載の上、確実に申請してください。今後の高額療養費は今回申請された口座に振り込まれ、再度申請する必要はありません(このお知らせは、基準日時点で高額療養費支給用の口座登録をされていない方にお送りしております)。

なお、このお知らせは高額療養費の支給対象者となったことをお知らせするものではありません。

- 被保険者番号 30889935
- 被保険者氏名 佐藤 茂
- 申請期間 令和4年9月7日(水) ～ 令和4年11月30日(水)

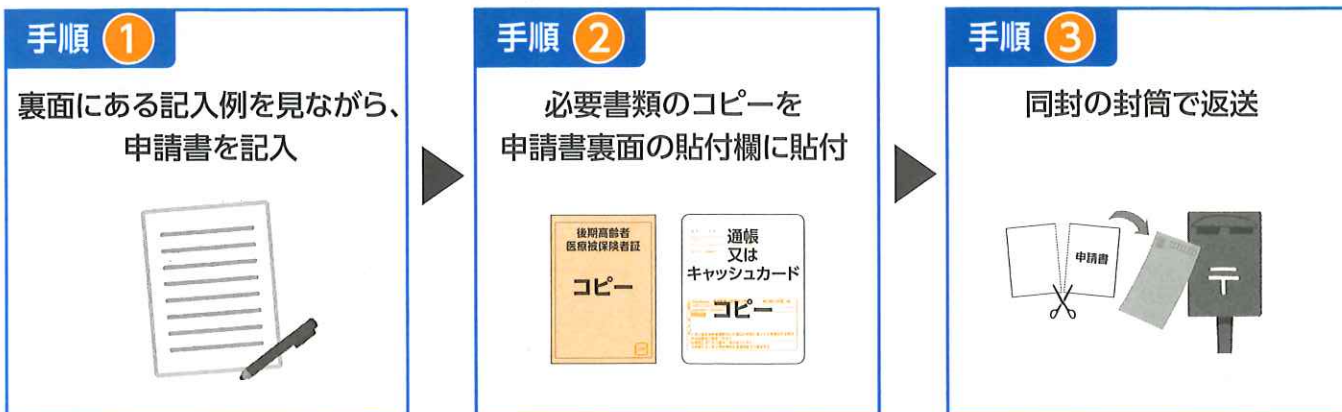
\*基準日(令和4年8月12日(金))時点で被保険者であった方に送付しております。

\*ご不明な点がある場合は、上記お問い合わせ先にお問い合わせください。

\*申請期間内に申請しただけなかった場合は、高額療養費が生じた際に、再度お知らせいたします。

\*新しい被保険者証は9月7日(水)より順次郵便で発送しております。

## 手続きの手順について



必ず切り取ってからご返送ください。